

白山市市民工房うるわし条例第10条(使用料)第4項

白山市市民工房うるわし条例施行規則第5条(使用料の減免)

白山市市民工房うるわし使用料減免取扱基準

減免規定の考え方

- ・松任学習センター・松任文化会館等の公共施設の減免取扱基準を基本とする。
- ・市民工房うるわしの設置理念に基づき、市民の芸術文化の振興等に資する活動を行う公益団体又は個人が、その目的達成のために実施する事業で直接使用する場合は、使用料を減免することができる。

減 免 基 準	減免規定
1. 市・市教育委員会の主催事業のほか、国又は県との共催事業として使用する場合	100%減免
2. 市内の保育所・幼稚園・小中高校行事として直接使用する場合	100%減免
3. 市単位の公益団体が市又は教育委員会と共催して行う場合 公益団体とは ・社会教育関係 青年団協議会、女性の会、子ども会育成連絡協議会、 育友会連合会、老人会連合会、連合壮年会、体育協会 等 ・芸術文化関係 文化協会(白山市文化協会・分野別組織団体) ・社会福祉関係 社会福祉協議会 等	100%減免
4. その他の団体が市又は市教育委員会と共催で使用する場合	100%減免
5. 市が認める芸術文化の振興に資する場合	100%減免
1. 国・県が直接使用する場合	50%減免
2. 市内の大学が直接使用する場合	50%減免
3. 市内の前項3に類似する公益団体がその目的達成のために実施する事業で直接使用する場合 例 文化協会加盟団体等が使用する場合 支所単位・地区単位の団体が使用する場合 地区老人会・地区女性協議会	50%減免
4. 市が認める芸術文化の振興に資する場合	50%減免
5. 文化協会に加盟する団体の会員が組織する会	50%減免